

CAPTAIN シリーズ -相続人-  
サービス利用規約

株式会社シティアスコム  
Ver1.0

## 第1章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

1. 当社は、CAPTAINシリーズ-相続人-サービス利用規約（以下、単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。
2. 本サービスの契約者は、利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。
3. 利用規約と取引基本契約並びに個別契約の規定が異なるときは、利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条（定義）

利用規約においては、以下の各用語について、次の通り定義します。

用語	用語の意味
本サービス	「CAPTAIN-相続人-」として提供する別紙A所定のクラウドサービス
契約者	利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
認定利用者	契約者以外の者で、当社が本サービスの利用を認めた者
利用契約	利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
利用契約等	利用契約及び利用規約
契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
本サービス用設備等	本サービス用設備及び本サービスを提供するために、当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
消費税等	消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに、地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額、その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
ユーザID	契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
パスワード	ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

### 第3条（通知）

当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

### 第4条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約に定めた内容（利用料金を含む）を随時変更することができるものとします。この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。なお、利用料金の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
2. 当社は、本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことができるものとします。当該追加、変更、改廃等の内容は、ホ

ームページなどの当社所定の方法により通知するものとします。

#### 第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

#### 第6条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

#### 第9条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定のサービス申込書を当社に提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。
2. 本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。
  - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
  - (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
  - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - (4) その他当社が不相当と判断したとき

#### 第10条（契約の単位）

1. 当社は、以下を本サービスの利用者として契約の範囲を定めます。
  - (1) 契約者自身
  - (2) 契約者の所属会社、所属事務所

2. 前項(2)については、契約者の責任において、本利用規約の範囲において利用させるものとし、当該利用者の行為については契約者がその責を負うものとします。

3. 第1項の範囲を超える利用については、別途個別に本サービスの利用契約を締結するものとします。

#### 第11条(変更通知)

1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条(一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備等の保守又は工事のためやむを得ない場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われる場合

(4) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第15条(当社からの利用契約の解約)1項各号または同条2項のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第13条(利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、当社所定のサービス申込書に定めるものとします。ただし、サービス提供開始日の属する月はトライアル期間と定義し、サービス利用料はその翌月からの発生するものとします。

2. 利用期間は、契約者からの当社が定めるサービス解約申込書での通知が無い限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されるものとします。なお、トライアル期間中においても、トライアル期間終了時までには終了の意思表示がない場合は、自動的に有料サービスへ移行されます。

3. トライアル期間中に終了した場合は、登録したデータは全て削除又は破棄されるものと

します。当社はかかるデータの削除又は破棄について一切責任を負わないものとし、データ返還にも応じないものとします。

#### 第14条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、年間契約終了前月末日の15営業日前までに当社が定めるサービス解約申込書を当社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. 利用契約期間途中で中途解約はできないものとします。
3. 契約者は、第1項に定めるサービス解約申込書が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。また、解約時の電子データファイルの返還は有料（別途お見積り）となります。

#### 第15条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
  - (1) 利用申込書、その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (6) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
  - (7) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (8) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 当社が指定する期日までに利用料金の支払いが確認できず、相当期間を定めて支払いを催告したにもかかわらずその期間内に支払いがない場合は、契約者から解約の意思表示があったものとみなし、即時にシステム利用を停止します。
3. 前2項の規定に基づき、利用契約が終了した場合、登録したデータは全て削除又は廃棄されるものとし、当社はかかるデータの削除又は廃棄について一切責任を負わず、データ返還にも応じないものとします。
4. 契約者は、第1項各号による利用契約の解約があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

#### 第16条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

なお、電子データの返還は有料（別途お見積り）にて実施しますが、2号により本サービスを提供できない場合はこの限りではありません。

(1) 廃止日の6ヶ月前までに契約者に通知した場合

(2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

### 第3章 サービス

#### 第17条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が提供する本サービスの種類及びその内容並びにサービス利用可能時間は、別紙Aに定めるとおりとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第38条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

3. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

#### 第18条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

#### 第19条（サポート支援サービス）

当社は、別紙Aに定めるサポート支援サービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

#### 第20条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。

### 第4章 利用料金

#### 第21条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金は、別紙B「CAPTAIN-相続人- 料金体系」に定めるとおりとします。

#### 第22条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、別紙B「CAPTAIN-相続人- 料金体系」に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

#### 第23条 (利用料金の算出と支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い期日までに当社の指定する方法により、当社指定の振込先口座に振り込んで支払うものとします。

なお、利用料金の算出は、月額料金×12か月の利用料を算出し、請求書を発行します。支払いは利用月の前月末までとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。なお、この場合の利用料金の算出については、前号と同様とします。

#### 第24条 (遅延利息)

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### 第5章 契約者の義務等

#### 第25条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者により損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(成果物)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

#### 第26条 (サービス利用責任者)

1. 本サービスの利用に関するサービス利用責任者は契約者本人とします。本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則としてサービス利用責任者が行うものとします。

## 第27条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

## 第28条（ユーザID及びパスワード）

1. 契約者は本サービスで提供されるID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正利用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします
2. 契約者はID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
3. 契約者はID及びパスワードの漏洩、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。また、当社は、ID及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、ID及びパスワードの漏洩を原因とする不正利用が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。この場合、当社は契約者に対してその旨を通知します。

## 第29条（バックアップ）

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等のバックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第30条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為

- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
  - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

## 第6章 当社の義務等

### 第31条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

### 第32条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

### 第33条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第20条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

### 第34条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項から第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

### 第35条（特定個人情報の取り扱い）

1. 契約者は当社に対し、本サービスに関して、契約者が有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）に定める「特定個人情報」をいいます。以下同じとします。）を預託しないものとします。
2. 当社は、本サービスの遂行において、契約者が有する特定個人情報を取り扱わず、再委託先にも取り扱わせないものとします。
3. 契約者および当社は、本サービスの遂行が番号法に定める個人番号関係事務の委託に該当しないよう、互いに誠意を持って協力するものとします。
4. 第1項から第3項の目的を達するため、当社は、以下の事項を遵守するものとします。
  - （1）当社または再委託先の要員が、本サービス用設備内に契約者が有する特定個人情報にアクセスすることができないようにするため、適切なアクセス制御の措置を施すこと。
  - （2）契約者が有する特定個人情報の閲覧、収集、複製、保管、又は持ち出しを行わないこと。
  - （3）当社または再委託先の要員が前号の定めを遵守するよう、前号の定めを周知徹底し適切な教育を行うとともに、必要かつ適切な監督を行うこと。
5. 第1項から第3項の目的を達するため、契約者は、以下の事項を遵守するものとします。
  - （1）本サービス用設備内に契約者が有する特定個人情報について、適切な安全管理の措置を講ずること。
  - （2）当社または再委託先の要員の立入区域内に契約者が有する特定個人情報を保管しているときは、施錠可能なキャビネット・書庫等にて保管する等、当該要員が契約者の有する特定個人情報を閲覧できないようにするための適切なアクセス制御の措置を執ること。
  - （3）当社または再委託先の要員が契約者設備を操作し又はその画面を閲覧するときは、前項に定めるアクセス制御の措置を解除しないこと。

## 第8章 反社条項

### 第36条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でな

かったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します

2. 契約者及び当社は、前項の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

3. 契約者及び当社は、相手方が第1項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに利用契約等の全部または一部を解除することができるものとします。

4. 契約者及び当社は、前項に基づき利用契約等を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

## 第9章 損害賠償等

### 第37条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第32条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

（1）当該事由が生じた契約期間の年額料金（12か月分）

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

### 第38条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

（1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

（2）契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

（3）本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

（4）当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三

者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

(5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

(8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

(9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故

(12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合

(13) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

### 第39条 (サービスレベル)

1. 当社は、努力目標として別紙A記載の「サービスレベル指標」の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2. 当社は、サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。

3. サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

4. サービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

5. 本サービスは、一部の機能について他社サービスを組み込んでおり、該当する他社サービスのサービスレベル及び仕様については、提供元の提供範囲と内容が適用されます。

## 別紙A

### サービスの種類及び内容

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

#### 1. 本サービスの種類及び内容

- (1)種類 CAPTAIN-相続人- (相続人特定支援)
- (2)内容 契約者または認定利用者向けに下記のシステムを提供するサービス
  - ① 被相続人に関連する人物の関連図作成及び印刷
  - ② 登録情報を基に戸籍確認を促し相続人特定を支援
  - ③ 相続分配率の自動計算

詳細は「CAPTAIN-相続人- 料金体系」によるものとします。

#### 2. 本サービス利用可能時間

- (1)利用可能日 当社の年末年始休業日、計画停止日、定期保守日を除く日
- (2)利用可能時間帯 24時間 (メンテナンスによる時間変更は別途アナウンス)

#### 3. サポート支援サービス

##### (1)サポート支援の内容・方法

- ① 本サービスの利用方法に関する質問へのメール、Webフォームでの問い合わせ
- ② 問い合わせの主体については、原則としてサービス利用責任者とさせていただきます。
- ③ 上記に該当しない作業については、別料金(別途見積)での支援作業とします。

##### (2)保守支援の対応日および対応時間帯

- ①対応日 当社の休業日を除く営業日
- ②対応時間帯 9:00～17:00

#### 4. サービスレベル指標

- (1) AzurePaaSでのサービス提供であり、月間稼働率99.95%の可用性を保証しています。
- (2) システムにより常時監視を行っており、仮想サーバ機能の停止や、回線の障害について、早期発見が可能となっております。

## 別紙B

### CAPTAIN -相続人- 料金体系

#### 初期費用

項目	金額
初期費用	0 円

※税抜価格

#### サービス利用料

項目	金額/月額	金額/年額
基本料金	3,800 円	45,600 円

※税抜価格

※サービス提供開始月の月末までに、当社からの請求により翌月からの1年分を前もって支払うものとします。